

認知症対応型通所介護・
介護予防認知症対応型通所介護
デイホームひなたぼっこ

重 要 事 項 説 明 書

作成日 令和 6 年 6 月 1 日

1. 事業主体概要

事業主体名	特定非営利活動法人 ママサポートえぷろん		
所在地	(〒089-3721) 北海道足寄郡足寄町旭町1丁目38番地		
法人種別	特定非営利活動法人(北海道知事管轄)		
法人認証日	平成11年10月20日		
代表者	理事長 帯谷 昭子		
連絡先	電話番号	0156-25-6000	FAX 0156-25-6767
法人の目的	この法人は、自助並びに互助の精神に基づき、地域で暮らす高齢者、障がい者など援助を必要とする人々に対して、あたりまえの生活をおくるための様々な支援活動を行うことにより、公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。		

2. 事業所の概要

名称	デイホーム ひなたぼっこ		
所在地	(〒089-3721) 北海道足寄郡足寄町旭町1丁目38番地		
管理者	田中 知恵(介護福祉士)		
連絡先	電話番号	0156-25-6000	FAX 0156-25-6767
開設年月日	平成18年 4月 1日	事業所番号	0194700019
目的	在宅の要介護者等に対し、各種サービスを提供することによって、当該高齢者の自立の生活の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持等を図り、伏せてその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るため通所介護サービスを提供します。		
事業運営の方針	事業者は、認知症のため自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで日常生活の介助を行うことによって落ち着いた時間を過ごすことを支援します。できるだけ「普通」であることをめざし、施設に閉じ込めないサービスの提供を心がけます。		
ケアの理念	どこよりも来たい場所(とこ) いつも居たい場所(とこ) いちばん居心地のいい場所(とこ)		
事業の実施区域	足寄町		
利用定員	12名		
営業日	月・火・木・金曜日。ただし、国民の祝日及び12月29日～1月3日までを除く		
営業時間	午前8時30分～午後5時15分		
サービス提供時間	午前9時00分～午後4時00分		
設備の概要	台所・機能訓練室Ⅰ(食堂含む)・機能訓練室Ⅱ・相談室兼事務室・静養室・浴室(一般浴室)及び脱衣室2カ所・トイレ2カ所・送迎車2台(車椅子対応1台)		

3. 勤務の体制

職 員 配 置	施設長	常勤 1 名（理事長）
	管理者	常勤 1 名
	生活相談員	1 名以上
	介護従業者	2 名以上
	調理員	1 名以上
	看護職員兼機能訓練指導員	1 名以上（非常勤）

4. 職員の概要

職 名	常 勤		非 常 勤		員 数	保 有 資 格	備 考
	専従	兼務	専従	兼務			
施 設 長		1			1	社会福祉士・精神保健福祉士 介護福祉士・介護支援専門員	併設事業所他業務兼務
管理者兼介護従業者		1			1	介護福祉士	
生活相談員介護従業者		1		1	2	社会福祉主事 1 名 介護福祉士 2 名	
介 護 従 業 者				5	5	介護福祉士 3 名	調理員兼務
調 理 員				2	2		
看 護 職 員				1	1	正看護師	機能訓練指導員兼務

5. 通所介護サービス及び利用料等と支払い方法

保 険 給 付 サ ー ビ ス	① 入浴サービス ② 機能訓練 ③ 介護方法の指導 ④ 生活に関する相談及び助言 ⑤ 健康状態の確認 ⑥ 送迎 ⑦ その他居宅要介護者等に必要な日常生活上の世話 下記の表による要介護（支援）度別に応じて定められた金額（省令により変動あり）が自己負担となります。
保 険 対 象 外 有 償 サ ー ビ ス	① 食事の提供 600 円／日（おやつや飲み物も提供します。） ② 延長託老サービス～通常提供する通所介護サービス提供時間を超えて利用を希望される場合は、別途利用料金（全額自己負担）がかかります。 1, 500 円／時間（営業時間内のみサービスを提供致します。）
保 険 対 象 外 無 償 サ ー ビ ス	① 洗濯サービス～入浴後着替えた衣類を洗濯し、事業所で保管するサービスです。 （希望される方は洗濯機で洗濯が可能な衣類を着用させてください。特別な洗濯が必要な衣類であった場合、当方では責任を負えません。また、衣類には名前を記入してください。） ② ひげ剃り（希望される方は事前に申し出てください。） ③ その他、出来る範囲で個別にサービスを提供しますのでご相談ください。

支 払 方 法	① 毎月１０日までに、前月分の利用料の請求を致します。原則、預貯金口座振替（自動引き落とし）になっておりますので手続きをお願い致します。 ※入金確認後、領収書を発行致します。
そ の 他 留 意 事 項	当事業所は、地域に開かれた施設運営を目指しており、活動を理解していただくため、会報誌ぽけっとを発行しているほか、ホームページにおいても利用者の写真や画像を使用させていただくことがあります。また、認知症の理解を広げるため、新聞や広報の取材、いろいろな団体の視察も受け入れています。もし、これらのことに関して特別な配慮が必要な場合は申し出てください。

６．１日の利用料金（７時間以上８時間未満）

要介護認定区分	1日あたりの利用料金			☆介護保険適用時の自己負担額			食費 (全額自己負担)
	介護費	入浴加算	サービス提供体制 強化加算Ⅱ	介護費	入浴加算	サービス提供体制 強化加算Ⅱ	
要 支 援 1	8,610 円	Ⅰ：400 円 Ⅱ：550 円	180 円	861 円	Ⅰ：40 円 Ⅱ：55 円	18 円	600 円
要 支 援 2	9,610 円			961 円			
要 介 護 1	9,940 円			994 円			
要 介 護 2	11,020 円			1,102 円			
要 介 護 3	12,100 円			1,210 円			
要 介 護 4	13,190 円			1,319 円			
要 介 護 5	14,270 円			1,427 円			
若年性認知症受入加算	600 円			60 円			
処遇改善加算Ⅰ	自己負担額の総額に 18.1%加算された額						

※介護保険負担割合証において利用負担の割合が２割または３割の方は☆印の額が２倍または３倍になります。

※若年性認知症受入加算は、対象者のみ加算されます。

※上記料金算定の基本となる時間（７時間以上８時間未満）は実際にサービスを提供した時間ではなく、利用者の居宅サービス計画及び介護予防居宅介護サービス計画に定められた通所介護サービスにかかる標準的な時間を基準とします。

※提供される通所介護サービスのうち、日常生活上においても通常必要とされるもので利用者が負担するのが適当と認められる費用は自己負担となります。なお、オムツ・パッドなどについてはご持参願います。

※介護保険での給付の範囲を超えたサービスの利用料金は、全額自己負担となりますのでご相談ください。

※介護保険適用の場合でも、保険料の滞納などにより代理受領ができなくなった場合には、一旦１日あたりの利用料金をいただき、サービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日、足寄町の窓口（足寄町役場福祉課介護保険係）に提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

７．通所介護サービスの中止

サービスの中止 に関する事項	① 健康上の理由またはご都合でサービスを受けられない場合、利用者からの申し出により中止することができます。早めにご連絡ください。 ② 風邪、病気等の際はサービスの提供をお断りすることがあります。 ③ 当日は健康チェックの結果、体調が悪い場合は、サービス内容の変更または中止することがあります。その場合、ご家族等に連絡の上、適切に対応します。
-------------------	--

	④ ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合、ご家族等に連絡の上適切に対応します。また、必要に応じて速やかにかかりつけの医療機関に連絡をとる等必要な措置を講じます。
--	---

8. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護及び虐待の発生、又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者：管理者 田中 知恵

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。

- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者または擁護者（現に擁護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

9. 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者ならびにご家族に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性・・・直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- (2) 非代替性・・・身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命、身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
- (3) 一時性・・・利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

10. 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
--------------------------	---

② 個人情報の保護について	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。 ② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）
---------------	---

1 1. 事故発生時の対応

対 応 方 法	通所介護サービス提供より事故が発生した場合の対応方法については別に定め、町、利用者の家族等に対して連絡し、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。			
損 害 賠 償	東京海上日動火災保険株式会社（損害賠償支払限度額 2億円）			
対 策	事故が生じた際には原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。			
緊 急 連 絡 先	氏名		電話番号 携帯番号	
主 治 医				

1 2. 苦情相談機関

苦 情 相 談 窓 口	担当者氏名 田 中 知 恵 （管理者） TEL 0156-25-6000			
外部苦情相談機関	足寄町地域包括支援センター	TEL 0156-25-9200	・苦情処理担当	
	国民健康保険団体連絡会	TEL 011-231-5161	・苦情処理担当	

1 3. 心身の状況の把握

指定（介護予防）認知症対応型通所介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者等が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

1 4. 居宅介護支援事業者等との連携

- （１）指定（介護予防）認知症対応型通所介護の提供に当たり、居宅介護支援事業者等及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- （２）サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「（介護予防）認知症対応型通所介護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者等に速やかに送付します。
- （３）サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者等に送付します。

1 5. サービス提供の記録

- (1) 指定（介護予防）認知症対応型通所介護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービス提供の日から5年間保存します。
- (2) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

1 6. 非常災害対策

- (1) 事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。
災害対策に関する担当者
防火管理者 職・氏名：（ 事務局長・山田 美香 ）
- (2) 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- (3) 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
避難訓練実施時期：（毎年2回）

1 7. 衛生管理等

- (1) 指定（介護予防）認知症対応型通所介護の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的 to 実施します。

1 8. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定（介護予防）認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的 to 実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 9. 地域との連携について

- (1) 運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めます。
- (2) 指定（介護予防）認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、（介護予防）認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下、この項において「運営推進会議」と言います。）を設置し、おおむね6月に1回以上運営推進会議を開催します。
- (3) 運営推進会議に活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けます。また、報告・評価・要望・助言等についての記録を作成し、公表します。

令和 年 月 日

当事業者は、重要事項説明書に基づいて通所介護サービスの内容及び重要事項の説明をしました。

事業者	法 人	特定非営利活動法人ママサポートえぶろん
	所 在 地	足寄郡足寄町旭町1丁目38番地
	代表者名	理事長 帯 谷 昭 子
	事業所名	認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護事業者 デイホームひなたぼっこ
	所 在 地	足寄郡足寄町旭町1丁目38番地
	説明者氏名	生活相談員 舘 梨那

上記内容の説明を事業者から確かに受け、その内容に同意しました。

利用者	住 所	足寄郡足寄町
	氏 名	

利用者代理人	住 所	
	氏 名	